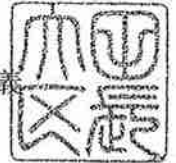


28 ま計発第 11083 号
平成 28 年 10 月 3 日

大田区景観審議会
会長 中井 検裕 様

大田区長
松原 忠義



第 6 回大田区景観審議会への諮問について

このことについて、大田区景観条例第 24 条第 2 項第 1 号の規定により、下記のとおり
諮問する。

記

1 諮問内容

大田区景観計画に基づく景観資源【文化財】の追加指定について

2 添付書類

(1) 説明資料

(2) 建物画像

(3) 現在の~~大田区景観計画に基づく景観資源【文化財等】~~図



大田区景観計画に基づく景観資源【文化財等】の追加指定について

○諮問内容

- ・新規登録された国の登録有形文化財（4件）を景観資源【文化財等】に追加指定する。
- ・追加指定は、大田区景観計画の変更に該当することから、大田区景観条例第24条第2項第1号に基づき、本景観審議会に諮問するものである。

○大田区景観計画に基づく景観資源について

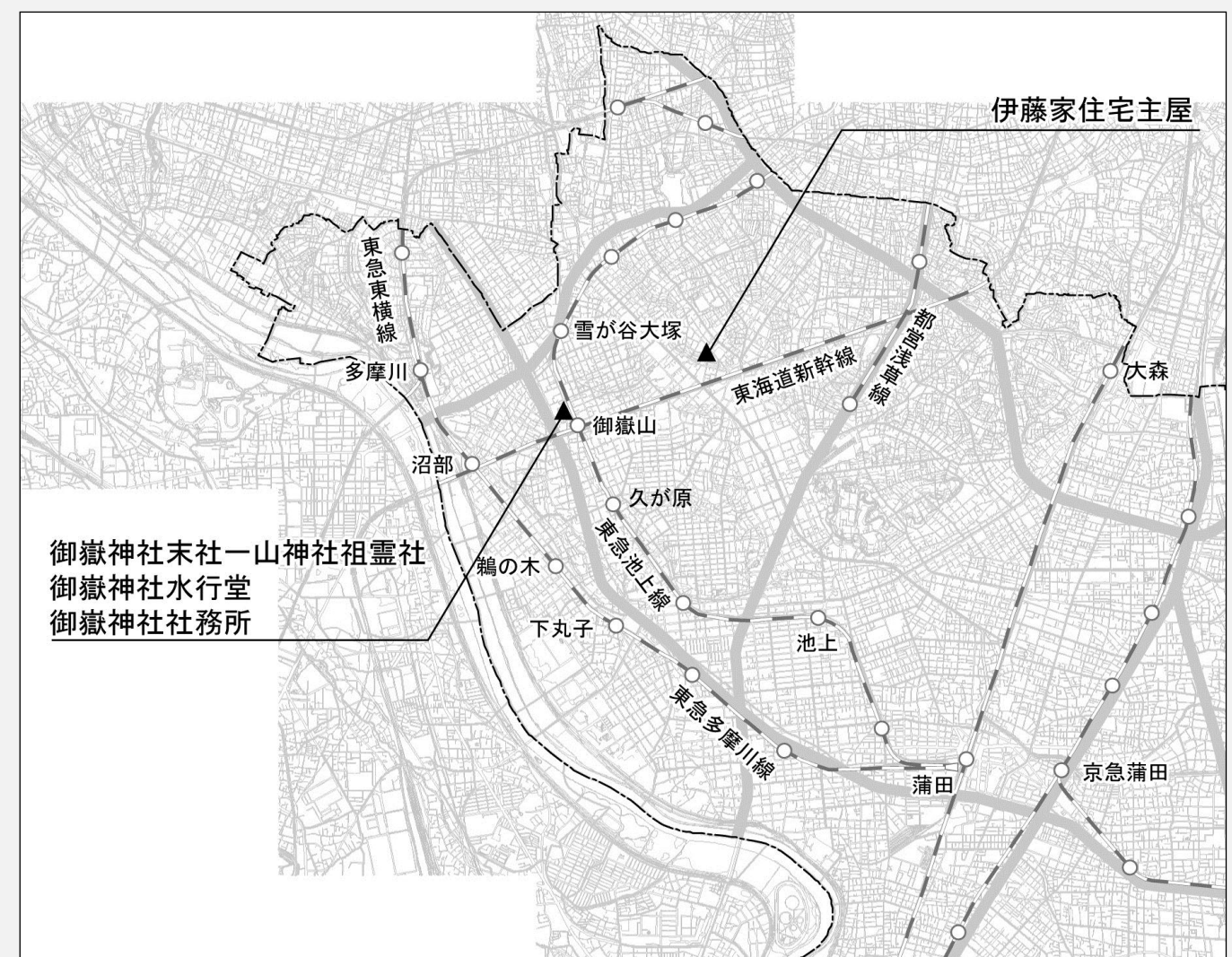
- ・大田区景観計画では、「市街地の特性に応じた景観づくり」、「景観資源を活かした景観づくり」、「区として重点的に進める景観づくり」を進めている。
- ・「景観資源を活かした景観づくり」では、6種類の景観資源（【坂道】、【海・河川・運河等】、【道路】、【文化財等】、【公園・緑地】、【鉄道】）を定め、その周辺において景観形成上の配慮を求めている。
- ・景観資源【文化財等】は、文化財の指定を受けているものなどで、公共的な場所（道路・公園等）から見ることを対象としている。

○新規登録された登録有形文化財（4件）について

■概要

名称	所在地	建設年代	特徴等	構造及び形式	登録年月日 (告示日)	備考
御嶽神社末社 一山神社祖霊社	北嶺町 37-20	明治32年	御嶽信仰の関東における拠点の一つ。一山神社祖霊社は、神社を創建した一山行者をまつる末社で、拝殿背面側に本殿を突出する。水垢離（みずごり）をするための水行堂は彫刻欄間などに特徴が出る。良質な座敷を備えた社務所とともに保存を図る。	・木造平屋建 ・銅板葺 ・建築面積 42 m ²	平成28年 2月25日	同じ敷地内に「御嶽神社社殿」（区・有形文化財）があり、景観資源【文化財等】に選定されている。
御嶽神社水行堂		慶応3年頃		・木造平屋建 ・鉄板葺 ・建築面積 18 m ² ・井戸付		
御嶽神社社務所		昭和5年 (昭和26年改修)		・木造平屋一部2階建 ・瓦葺 ・建築面積 154 m ²		
伊藤家住宅主屋	東雪谷 5-14-4	昭和38年	南面のバルコニーと開口など、随所にレーモンド建築設計事務所の特徴を見せる。	・木造2階鉄筋コンクリート造地下1階建 ・鉄板葺 ・建築面積 125 m ²	平成28年 2月25日	

■位置図



■建物画像



御嶽神社末社一山神社祖霊社



御嶽神社水行堂



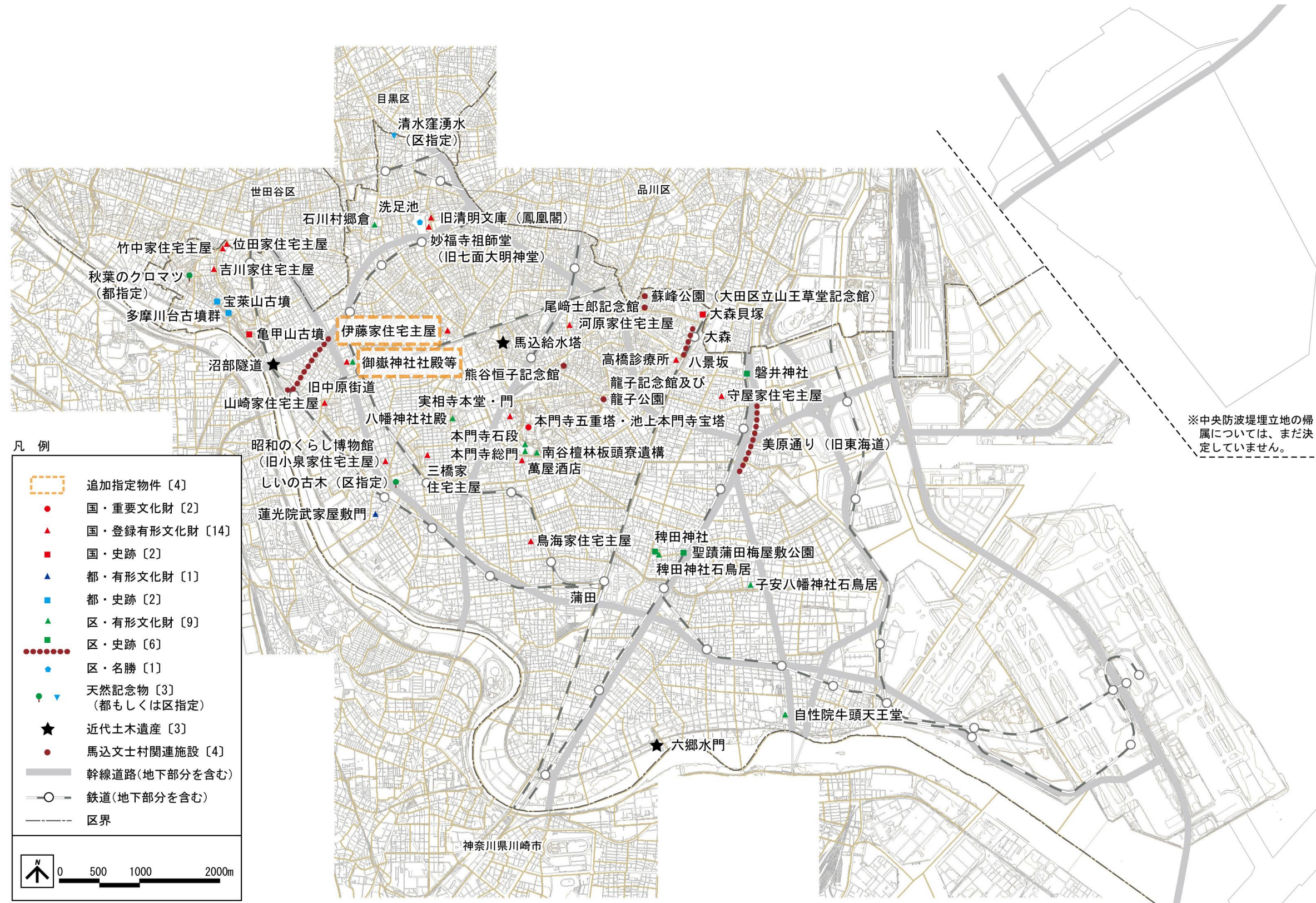
御嶽神社社務所



伊藤家住宅主屋（左写真：建物南側からの外観（出典：建築文化 1964年4月）、右写真：建物北側からの外観）

■現在の大田区景観計画に基づく景観資源【文化財等】図（追加指定物件4件含む）

- ・これまで景観資源【文化財等】は47件であった。これに「御嶽神社末社一山神社祖霊社」、「御嶽神社水行堂」、「御嶽神社社務所」「伊藤家住宅主屋」の4件が追加指定され、51件となる予定である。
- ・大田区景観計画策定時に景観資源【文化財等】であった「鈴木家住宅主屋」（田園調布3-3-17）、「加藤家住宅主屋」（田園調布3-45-19）の2件は、登録有形文化財の登録抹消に伴い除却されたため、景観資源【文化財等】の指定を解除している。



※凡例中の〔 〕内の数字は件数である。

※既に景観資源【文化財等】である「御嶽神社社殿」、今回追加指定の「御嶽神社末社一山神社祖霊社」、「御嶽神社水行堂」、「御嶽神社社務所」は同一敷地内にあるため、図中で「御嶽神社社殿等」としている。